

管理 No.	J041, J044
--------	------------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 観光経済部 農林課
（ 農政係 /内線:2971）

根拠区分	法律	
許認可等の名称	農業経営改善計画の認定／農業経営改善計画の変更の認定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法第65号)
	根拠規定条項	12条1項 / 13条1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法第65号)
	基準規定条項	12条4項 / 13条3項
	審査基準	<p>法12条4項(13条3項)の規定による。</p> <p>第12条 4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>第13条 3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(抜粋) 「具体的な経営の指標は、奈良市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりおおむね350万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるもの」</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	未設定	
本票の作成日	平成29年1月31日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	